

新しい静岡市を みんなで創りましょう！

- (仮称)静岡市自治基本条例の制定を目指しています -

私たちは感じます

太平洋から吹く世界の風と
先人から受け継いだふるさとを
未来の子供たちに引き継ぐ責任を

私たちは信じます

地域主権の精神と
限りないこのまちの可能性を

私たちは誓います

南アルプスから続く緑を守り
それぞれの伝統・文化を伝え
夢を育む私たちのまちづくりを
あなたと共に

(自治基本条例等検討懇話会の委員から寄せられたポエム)

平成15年4月に、旧静岡市と旧清水市が合併して新しい静岡市が誕生しました。
そして、さらなる発展を図るため、平成17年4月の政令指定都市移行へ向けて、現在
精力的に準備作業を進めています。

このような大きな変革のなかで、新しい静岡市を将来どのような都市にするのか、その
ためにどのようなまちづくりをしていくのかが、今問われています。

そこで、まちづくりの基本理念や、市民の皆さんと市議会と市の執行機関の役割分担
などを定める「(仮称)静岡市自治基本条例」の制定を目指しています。

この条例は、地方公共団体の憲法といわれているもので、これからの静岡市の自治の
あり方を定める大変重要な条例です。

このたび、自治基本条例等検討懇話会の提言を尊重して「条例中間案」を作成しました
ので、これを公表するとともに、さらに市民の皆さんからご意見・ご要望をいただき修正を
加え、これからの静岡市にふさわしい条例にしたいと考えています。

そして、この条例に基づき、新しい静岡市を市民の皆さんといっしょに創っていきたく
と考えています。

自治基本条例を検討するに至った流れ

平成12年4月に施行された地方分権一括法により、従来の中央集権型行政システムから「地域のことは、地域で考え、地域で実行する。」という分権型行政システムへの転換を目指した大改革が行われました。

そこで、旧静岡市においては、この大改革にあわせ独自の「分権推進計画」を策定し、分権の推進に関する5つの基本方針と22の具体的な施策を定めました。そのうちの最重要施策が「自治基本条例の検討」なのです。

この計画の目標年度は平成15年度でしたが、計画策定後、旧清水市との合併が実現することとなったので、新市において、新市の市民の皆さんと一っしょにこの条例について検討し制定を目指すこととし、合併後から本格的な制定作業に入りました。

自治基本条例とは何か

市民の皆さんがより一層豊かで快適に暮らせるまちを創っていくために、まちづくりの基本理念・市民（企業・NPO等を含む）の権利と義務・市政運営の基本原則・市（議会と執行機関）の役割と責務などを定める条例で、地方公共団体の憲法といわれている条例です。

したがって、本市における他の条例・規則・各計画などは、この条例の目的や基本理念を踏まえて定めることとなります。

なぜ自治基本条例が必要か

地方分権改革により、県から多くの事務事業権限が市に移譲されました。政令指定都市になると、さらに多くの権限と財源が移譲され、静岡市として独自に行うことができる事務事業が増えるので、この地域の個性や財産を活かしたまちづくりができるようになります。

また、これからのまちづくりは、多様化した市民の皆さんの生活様式や要望に応えるため、行政主導ではなく、市民の皆さんが主体となって、自主的に、又は、市と協働して行っていかなければなりません。

そこで、市民の皆さんが主体的にまちづくりに取り組むためには、まちづくりの基本理念や役割分担などを定める必要があるため、この条例を制定するものです。

自治基本条例の作り方

この条例は、制定までの過程が大変重要です。

なぜならば、市民の皆さんにこの条例の意義を十分理解してもらい、認識してもらわなければ、実効性が伴わないからです。

そのために、行政側だけで検討し制定するのではなく、スタートの段階から市民の皆さんといっしょに検討作業を行う必要があると考え、平成15年8月に、市民委員8名と市職員8名で構成する自治基本条例等検討懇話会を設置しました。

検討懇話会の会議はすべて公開するとともに、条例のたたき台も市民の皆さんから募集しました。そして、検討懇話会は、タウンミーティングなどでの市民の皆さんのご意見を参考にしながら議論を重ねてきた結果を、条例素案要綱としてまとめ、平成16年9月に市長に提言しました。

このたび、その提言を尊重して条例中間案を策定しましたので、これを公表し、パブリックコメント（市民からの意見聴取）や公開講座・出前講座を行い、さらに市民の皆さんからご意見をいただきます。

そして、市民の皆さんのご意見を反映した条例最終案を策定し、市議会の議決を受け、平成17年4月から施行したいと考えています。

総合計画との関係は

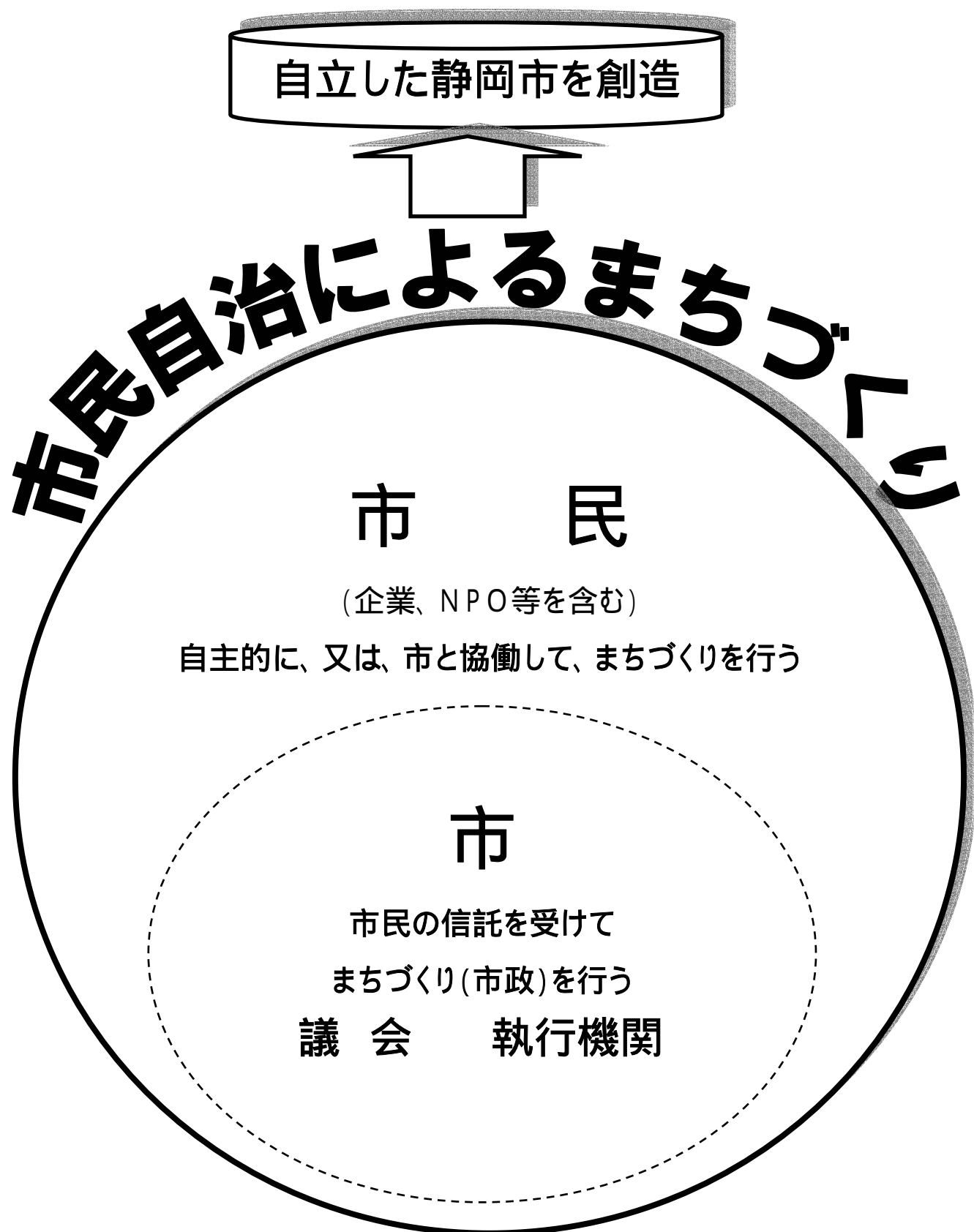
総合計画とは、目指すべき都市像を具体化するため、各行政分野の施策や事業の整合性を図った本市の最上位計画で、基本構想・基本計画・実施計画で構成されていて、概ね10年の期間に対応した計画です。

一方、自治基本条例は、期間を限定することなく、本市のまちづくりの基本理念や市民と市の役割分担などを恒久的に定めるこの地域の法律です。

したがって、自治基本条例の目的や基本理念を踏まえて、その時代の社会経済状況に柔軟に応じた総合計画を策定することになります。



(仮称)静岡市自治基本条例中間案イメージ図



(仮称)静岡市自治基本条例中間案の構造図

前 文

理想とする将来の静岡市の都市像を市民自治によるまちづくりによって創造し、将来へ引き継ぐことを宣言します。

総 則

目 的

まちづくりの基本理念、市民（企業・NPOなどを含む）と市（議会と執行機関）の役割分担などを定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現する旨を規定します。

定 義

市民・まちづくり・協働など、この条例で使う用語の定義づけをします。

この条例の位置付け

静岡市の法体系の最上位に位置付けられる条例という旨を規定します。

まちづくりの基本理念

市民主体のまちづくり

まちづくりの主体である市民は、自主的に、又は、市と協働して、まちづくりを行います。

人と人との連携

市民と市は、人と人とのつながりを大切にしながらまちづくりを行います。

情報の共有

市民と市は、情報を共有して、まちづくりを行います。

人づくり

市民と市は、市民の自立性を育む環境を積極的に整備します。

役割分担

市民の権利と義務

市民には、まちづくりに参画し、結果を享受する権利
お互いの人権を尊重してまちづくりを行う義務
まちづくりに要する負担を分任する義務
市政に関する情報公開請求権
計画の段階から市政に参画する権利
などがあります。

市の役割と責務

市政運営の基本原則

市民と協働して行う市政運営
情報の提供及び会議の公開
個人情報の保護
この条例の理念に基づいた各行政分野の基本条例の制定や総合計画の策定など

市 議 会

議会機能の向上
公正誠実な職務遂行

市の執行機関

市長の役割と責務
・まちづくり財源の確保
・効率的な行財政運営など
職員の責務
・まちづくりの推進に必要な能力の向上など
市民意見の聴取
市民からの提案
説明応答責任
行政評価

担保制度

住民投票

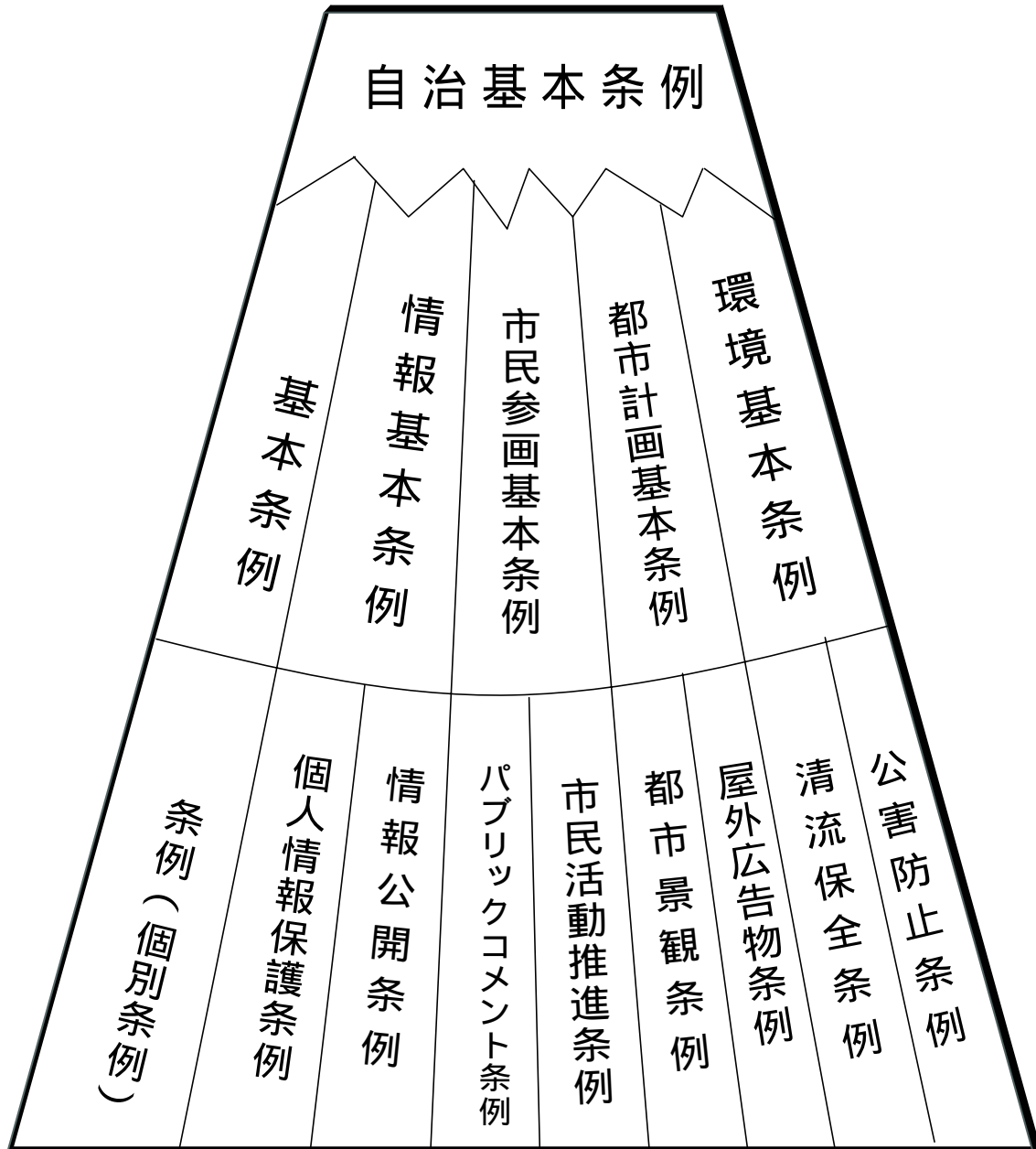
市長は、市政の特に重要な事項について、住民投票を実施することができます。

第三者機関

まちづくり推進審議会

この条例を守り育て、適正なまちづくりを推進するため、第3者機関である審議会を設置します。

富士山型法体系 イメージ図



は現在制定作業中、または制定の方向で検討中の条例。ただし名称は仮称である。

(注) 自治基本条例と総合計画の関係

自治基本条例は静岡市の法体系の最上位に位置し、まちづくりの基本理念など恒久的な最重要方針を定める法規範性を有するものであり、総合計画はこの自治基本条例の理念などを踏まえて、時代変化に適したまちづくりのための政策を総合的に定めるものである。

制定までのスケジュール

平成17年4月1日の施行を目指します！

年度	月	内 容
15	7月	公開講座「みんなで自治基本条例を考えよう」2回開催 7/27.8/10
	8月	検討懇話会設立(今後のスケジュール等) 8/1 たたき台募集
	9月	公開講座「みんなで自治基本条例を考えよう」2回開催 9/7.9/21 ↓
	10月	
	11月	検討懇話会開催(たたき台検討) 11/5
	12月	検討懇話会開催(たたき台検討) 12/16
	1月	検討懇話会2回開催(たたき台検討) 1/14.1/30
	2月	検討懇話会開催(たたき台検討) 2/13
	3月	
16	4月	検討懇話会2回開催(条例素案検討) 4/13.4/28
	5月	検討懇話会2回開催(条例素案要綱作成) 5/12.5/31
	6月	三役へ報告 議会へ状況説明
	7月	タウンミーティング4回開催 7/5.7/14.7/21.7/26
	8月	検討懇話会2回開催(提言書作成) 8/6.8/23
	9月	市長へ提言書を提出 9/14 当局 条例中間案検討
	10月	検討懇話会開催(中間案報告) 議会へ中間案説明 公表 ↓ 条例中間案の
	11月	公開講座3回開催 職員対象セミナー開催 ト パブリックコメント
	12月	検討懇話会開催(パブリックコメント結果報告)
	1月	当局 条例最終案策定 政策法務委員会条例最終案審議 庁議決定
2月	当初議会へ上程	
3月	市議会議決	
17	4月	条 例 施 行



静岡市総務課行政改革推進室
〒420-8602 静岡市追手町5番1号
TEL 054-221-1240 FAX 054-205-1377
Eメール :soumu@city.shizuoka.shizuoka.jp